

別表 1

区 分	施 設 の 種 別
保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設
高齢者関係施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 有料老人ホーム 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 指定（介護予防）短期入所療養介護事業所 適合高齢者専用賃貸住宅（（介護予防）特定施設入居者生活介護に限る。） 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） 指定（介護予防）通所介護事業所 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
児童関係施設	助産施設 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 乳児院 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 保育所 認可外保育施設
障害（児）者関係施設	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援） 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 福祉ホーム 盲導犬訓練施設 介助犬訓練事業所 聴導犬訓練事業所 知的障害児施設 知的障害児通園施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児（者）通園事業施設 盲ろうあ児施設 （旧法関係） 肢体不自由者更生施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮 精神障害者生活訓練施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者福祉ホームB型
医療関係施設	病院 有床診療所 助産所（入所）

上表および別表 2 に定める施設のうち、保健福祉部が所管している施設を総称して「社会福祉施設」という。

別表 2

災害時要援護者関連施設は、概ね次に掲げる施設とする。

災害時要援護者関連施設の定義について

- 1 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設）
- 2 老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する施設）及び有料老人ホーム（同法第29条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等（同法第5条の2第3項から第6項までに規定する事業を行うものに限る。）
- 3 介護保険施設（介護保険法（平成12年法律第123号）第8条第22項に規定する施設）
- 4 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する施設）
- 5 障害福祉サービス事業所（障害者自立支援法第5条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援及び同条第16項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）
- 6 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する施設）
- 7 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第41条第1項に基づく施設）
- 8 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第58条第1項に基づく施設）
- 9 知的障害者福祉工場（昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく施設）
- 10 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第48条に基づく施設）
- 11 福祉ホーム（障害者自立支援法第5条第22項に規定する施設）
- 12 精神障害者退院支援施設（平成18年9月2日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設）
- 13 重症心身障害児（者）通園事業所（平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」に基づく施設）
- 14 地域活動支援センター（障害者自立支援法第5条第21項に規定する施設）
- 15 医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する施設）
- 16 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する学校施設）
- 17 その他
 - (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する施設）
 - (2) 特別支援学校（学校教育法第72条に規定する学校施設）
 - (3) その他災害時要援護者に関連する施設